

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年6月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
DCMホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン涌谷
遠田郡涌谷町字渋江194-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
DCMホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区中央三条二丁目1番1号

4 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ヨークタウン涌谷
(変更後) ヨークタウン涌谷

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
(変更後) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
DCMホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区中央三条二丁目1番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
(変更後) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号

DCMホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区中央三条二丁目1番1号
株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 順
札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈
東広島市西条吉行東一丁目4番14号

5 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称について

平成19年11月26日

(2) 設置者及び小売店舗について

平成19年11月22日

6 届出年月日

平成27年5月25日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び涌谷町役場

8 縦覧期間

平成27年6月3日から平成27年10月5日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。